

令和2年第6回  
志木市農業委員会総会議事録

令和2年6月25日

志木市農業委員会

令和2年第6回志木市農業委員会総会日程

令和2年6月25日（木）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
  - (1) 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
  - (2) 議案第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
  - (1) 報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
  - (2) 報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
  - (1) 次回総会の日程について
  - (2) その他
- 第6 閉会

## 《議事録令和2年第6回》

### 志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月25日(木)午後1時50分から午後2時50分

2. 開催場所 市役所第二庁舎 3階 会議室4・5

3. 出席委員(7人)

会 長	13番	田中 満男
職務代理	11番	志村 晃
委 員	2番	市之瀬 滋
	3番	小山 武英
	4番	清水 和雄
	6番	大島 廣明
	10番	抜井 和彦

4. 欠席委員(6人)

1番	三枝 将樹
5番	山中 榮太郎
7番	齊藤 正歳
8番	石井 敏男
9番	波澄 洋子
12番	志村 二美重

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第4 報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に係る  
受理の決定について  
報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る  
受理の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子  
書記 市之瀬 光洋

## 7. 会議の概要

### ○事務局長

定刻前ですが皆さんお揃いですので、令和2年第6回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、6名の欠席をお願いしているところございまして、13人中7人の出席ですので、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは議事進行を会長をお願いいたします。

### ○田中会長

あらためまして、令和2年第6回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

#### 【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

### ○田中会長

ご異議なしと認め、2番 市之瀬 滋委員、3番 小山 武英委員をお願いいたします。併せて、書記として柳下主幹を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明について』

(2) 議案第6号『引き続き農業経営を行っている旨の証明について』

以上、上程いたします。

初めに、議案第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明について』事務局、朗読をお願いします。

### ○事務局

それでは、議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について朗読します(受付番号21番について朗読)。

以上です。

### ○田中会長

議案第5号受付番号21番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

相続人及び農地の状況につきまして、大島廣明委員にご同行いただいで確認してまいりました。

この後、大島委員より説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第5号受付番号21番について、大島廣明委員の説明、報告を求めます。

○大島委員

会長の指名がありましたので、議案第5号受付番号21番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地につきましては、元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を〇折、〇〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。

今回、被相続人■■■■氏が死亡したことに伴い、相続があったもので、子の■■■■氏が後を継ぐものであります。事務局と同行して、申請農地である■宗岡〇丁目〇〇〇〇の現地を確認したところ、■宗岡〇丁目〇〇〇〇では夏野菜の作付けがされており、適正に管理されておりました。また、申請者である■■■■氏は、■■■■氏の生存中から、ともに農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第5号受付番号21番について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、適格者として証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○田中会長

賛成多数ですので、議案第5号受付番号21番は、可決されました。

議案第6号『引き続き農業経営を行っている旨の証明について』  
事務局、朗読をお願いします。

○事務局

それでは、議案第6号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について朗読します（受付番号18番、19番、22番、23番、24番について朗読）。

以上です。

○田中会長

議案第6号受付番号18番、19番、22番、23番、24番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

相続税の納税猶予の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

受付番号18番、19番の申請人及び農地の状況につきましては齋藤正歳委員にご説明いただくところですが、本日欠席となっておりますので、事務局より、受付番号22番、23番の申請人及び農地の状況につきましては小山武英委員に、受付番号24番の申請人及び農地の状況につきましては市之瀬滋委員にご同行いただいて確認しております。

この後、齋藤委員、小山委員、市之瀬委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第6号受付番号18番、19番について、関連がございますので一括して事務局より説明、報告を求めます。

○事務局 市之瀬

会長の指名がありましたので、議案第6号受付番号18番、19番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏、■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

まず初めは、元の市役所から県道を志木駅方面へ進み、幸町〇丁目の交差点を〇折、〇〇〇メートル進み、次の交差点を〇折、そのまま道なりに〇〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である幸町〇〇〇〇の現地を確認したところ、夏野菜の作付け

がされており、適正に管理されておりました。

次は、元の市役所から県道を志木駅方面へ進み、幸町〇丁目の交差点を〇折、〇〇〇メートル進み、幸町〇丁目の交差点を〇折、そのまま道なりに〇〇〇メートル進み、〇折、さらに〇〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。

齋藤委員と同行して、申請農地である幸町〇丁目〇〇〇〇他〇筆の現地を確認したところ、夏野菜の作付がされており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

続きまして、議案第6号受付番号22番、23番について、小山武英委員の説明、報告を求めます。

○田中会長

それでは小山武英委員お願いいたします。

○3番 小山委員

会長の指名がありましたので、議案第6号受付番号22～23番について、説明、報告を行います。

本案件は、2名の共有となっており、申請人である■■■■氏、■■■■氏が相続税の納税予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地の、11ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■■■■の交差点を〇折、〇〇〇メートル進み■■■■の交差点を〇折、〇〇メートル進んだ〇側の農地が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である中宗岡■■丁目■■■■番他7筆の現地を確認したところ、中宗岡■■丁目〇〇〇〇番〇では、■■■■が栽培されており、また他の〇〇〇〇番〇につきましても、■■■■が栽培され適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏、■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

続きまして、議案第6号受付番号24番について、市之瀬滋委員説明、報告をお願いいたします。

○2番 市之瀬委員

会長の指名がありましたので、議案第6号受付番号24番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているでもあります申請地は、19ページをお開きください。旧市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■■■の交差点を○折、道なりに○○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である中宗岡■丁目■■■■の現地を確認したところ、■■■や■■■が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

それでは、議案第6号受付番号18番、19番、22番、23番、24番について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第6号受付番号18番、19番、22番、23番、24番は可決されました。ありがとうございました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第9号『農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について』

(2) 報告第10号『農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

(会長の指名により事務局朗読)



(各委員から、報告第9号受付番号7番、8番、報告第10号受付番号12番、13番について、現地の状況について報告あり、すべて現地確認済みであり周囲への影響もなしとの報告)

○田中会長

それでは、ただいまの報告第9号、10号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。続きまして、協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、7月27日 月曜日、午後2時、市民会館3階302会議室で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、7月27日 月曜日、午後2時ということでよろしくお願いいたします。続きまして、(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。

- ・農業委員、新任農業委員研修について(8/19)
- ・市民まつりについて(中止)
- ・緑の羽根募金について
- ・コスモスの種まきについて(日程について)

事務局からの連絡は以上です。

○田中会長

以上をもちまして、令和2年第6回農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和2年6月25日

志木市農業委員会議長 田中 満男

2番委員 市之瀬 滋

3番委員 小山 武英